

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當るときは、その翌日)

鳥取県告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
稻 賀 医 院	境港市上道町九二六番地	昭和五十一年一月十四日

鳥取県告示第二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
大 谷 医 院	八頭郡若桜町字若桜七九四番地	昭和五十年十二月十四日

◆公 告

- 土地改良事業計画の変更の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定（三件）
- 公有水面の埋立ての免許
- 獵銃等の取扱いに関する講習会の開催

鶏等の移入を禁止する区域の指定
保安林予定森林
漁港管理者の指定の取消しについての公聴会の開催
土地改良区の解散

国定公園の公園事業の決定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

◆告 示

目 次

生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
生活保護法による指定医療機関の休止

保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

告 示

鳥取県告示第二三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
北条町国民健康保険診療所	東伯郡北条町字弓原四〇六番地	昭和五十年九月一日

鳥取県告示第二四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田辺外科医院	米子市道笑町四丁目九五	昭和五十一年二月六日
弓場外科医院	米子市旗ヶ崎荒神面灘二二一三	一日

三日

鳥取県告示第二五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
古賀歯科医院	米子市天神町一丁目四八	昭和五十一年一月十一日

三日

山本 医院	西伯郡名和町大字御来屋七七四	"	一日
上田歯科医院	鳥取市西町一丁目四五四	"	"

民本歯科医院	米子市夜見町一四〇六の三	"	十日
財團法人 恵仁会業局	米子市西町三六の一 鳥取大学医学部附属病院内	"	二日

古賀歯科医院	米子市天神町一丁目四八	"	二日
		一月十一日	

鳥取県告示第百六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）、第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

広島県尾道市

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
古賀歯科医院	米子市天神町一丁目四八	全国	昭和五十一年一月十一日

鳥取県告示第百七号

自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十一号）第十二条第三項の規定に基づき、水ノ山後山那岐山国定公園の公園事業を決定したので、同法同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

公園事業の位置を表示した図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び若桜町役場に備え付けて供覧する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公園事業とする施設の名称

氷ノ山野営場

2 公園事業とする施設の名称
主伐は抜伐による。
定める標準伐期齢以上のものとする。

1 公園事業とする施設の名称

主伐は抜伐による。

定める標準伐期齢以上のものとする。

鳥取県告示第百八号

ニューカツスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏若しくはあひる若しくはこれらの死体又はニューカツスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第百九号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市三津字大浜一〇七二の二八七、一〇七二の二八八

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

主伐は抜伐による。

定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市三津字大浜一〇七二の二八九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、米子市和田土地改良区が解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月三日

鴻

三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（久米地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鴻

三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変計画書の写し

一日 時 昭和五十一年二月十七日十時

二 場 所 気高郡青谷町 青谷町役場

三 開催目的 夏泊漁港の漁港管理者を青谷町から鳥取県に変更するため

四 利害関係人の意見の提出期限及び提出先

提出期限 昭和五十一年二月十六日

提出先 鳥取県農林部水産課

二　縦覧に供する期間
昭和五十一年二月十四日から二十日間

三　縦覧に供する場所
倉吉市役所

四　異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十四号

昭和五十年十一月十一日付けで中山町から申請のあつた土地改良（退休寺地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間
昭和五十一年二月十四日から二十日間

三　縦覧に供する場所
三朝町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十一年二月十四日から二十日間

三　縦覧に供する場所
中山町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十五号

昭和五十年十二月二十七日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（賀地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間
昭和五十一年二月十四日から二十日間

三　縦覧に供する場所
三朝町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十一年二月十四日から二十日間

三　縦覧に供する場所
中山町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市東町一丁目二二〇番地
三 境立区域

(一) 位置

鳥取市昭和町九番一地先

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次とのおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一條の規定により告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

四 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置

イ 境港市昭和町九番一地先
ロ 境港市岬町四五番一一地先

(二) 位置

次の各地点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

二 免許を受けた者の名称及び代表者の氏名並びに住所
境漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

一 免許の日
昭和五十一年二月九日

二 免許を受けた者の名称及び代表者の氏名並びに住所
境漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

イ 境港市昭和町九番一地先
ロ 境港市岬町四五番一一地先

(二) 位置

次の各地点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

イ 境港市昭和町九番一（境港港湾分庁舎）の北東端（以下「A地

- 点」ひこう。から二九七度二八・二〇メートルの地点
 2 A地点から三五九度一三・五〇メートルの地点
 3 A地点から三五九度一一・四〇メートルの地点
 4 A地点から三五九度一六・八〇メートルの地点
 5 A地点から一一度三〇分五八・二〇メートルの地点
 6 A地点から一四度三〇分七九メートルの地点
 7 A地点から四度一〇分一〇一・六〇メートルの地点
 8 A地点から三五一度一〇分七五・七〇メートルの地点
 9 A地点から三三三七度四〇分七八・六〇メートルの地点
 10 A地点から三五二度一〇分五八・七〇メートルの地点
 11 A地点から三五二度一〇分五七・七〇メートルの地点
 12 A地点から三三三七度四〇分七八・六〇メートルの地点
 13 境港市岬町四五番一一北東端(以下「B地点」とこう。)から
 14 七五度一六・一〇メートルの地点
 15 B地点から三六度四〇分五四メートルの地点
 16 B地点から三六度四〇分五四メートルの地点
 17 B地点から八九度四五・九〇メートルの地点
 18 B地点から八七度四〇分一一五・六〇メートルの地点
 19 B地点から八四度三〇分一一五・六〇メートルの地点

- 15 B地点から九八度三〇分一〇七・六〇メートルの地点
 16 B地点から一一一度三〇分五〇・八〇メートルの地点
 17 B地点から八九度四五・九〇メートルの地点
 18 B地点から八七度四〇分一一五・六〇メートルの地点
 19 B地点から八四度三〇分一一五・六〇メートルの地点

(三) 面積

八、四九三・三六平方メートル

イ、一〇七・一八平方メートル

ロ、五、六八六・一八平方メートル

五 埋立地の用途

岸壁用地、荷おさき所用地及び道路用地

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和51年2月13日

鳥取県公安委員会委員長 手嶋義之

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和51年3月9日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び伊橋の各警察署の管内に居住する者
昭和51年3月15日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

(第三種郵便物認可) 昭和51年2月13日曜金

県 取 島 公 報

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印